

資料

浦安市非核平和事業年表

| 年 度 | 内 容 |
|-------|---|
| 昭和60年 | 浦安市非核平和都市宣言 宣言塔・宣言板の設置、横断幕・懸垂幕の掲出、黙とうの呼びかけの実施(以降毎年実施) |
| 昭和61年 | 非核都市宣言自治体連絡協議会(現、日本非核宣言自治体協議会)へ加入 |
| 昭和62年 | 「非核平和花の種」配布街頭キャンペーンを実施(平成13年度まで実施) |
| 平成2年 | 若潮公園に「平和の像」を建立 |
| 平成3年 | 非核平和事業基金の開始 |
| 平成4年 | 新浦安駅前に非核平和宣言碑を設置 |
| 平成5年 | 浦安被爆者つくしの会発足 被爆者団体育成補助金の交付(浦安被爆者つくしの会) |
| 平成7年 | 非核平和都市宣言10周年記念講演会(講師：西田勝氏) フランス・中国に核実験抗議文を送付 |
| 平成8年 | 中国に核実験抗議文を送付 広島市へ市民を派遣(平成11年まで) |
| 平成10年 | インド・パキスタンに核実験抗議文を送付 |
| 平成11年 | 非核平和映画上映会及びパネル展の開催 アメリカに臨界前核実験抗議文を送付 |
| 平成12年 | アメリカに臨界前核実験抗議文を送付 |
| 平成13年 | 「葉祥明」絵本原画展の開催 市内小中学校にて非核平和パネル展及び被爆体験講話の実施(平成15年度まで実施) アメリカに臨界前核実験抗議文を送付 |
| 平成14年 | 長崎原爆被災展及び被爆体験講話の実施(以降毎年実施) 非核平和街頭キャンペーンを実施(以降毎年実施) 北朝鮮の核兵器開発に対する一連の行動に対し、日本政府へ対応を要請 |
| 平成16年 | 平和学習青少年派遣事業の実施(以降平成23年度を除いて毎年実施) 広島・長崎原爆被災展及び被爆体験講話の実施(以降毎年実施) アメリカに臨界前核実験抗議文を送付 |
| 平成17年 | 親子平和バスツアー実施(以降毎年実施) 平和フォーラムの開催 |
| 平成18年 | 北朝鮮に核実験抗議文を送付 |
| 平成19年 | 非核平和啓発カレンダーの作成(以降毎年作成) |
| 平成20年 | 広島平和記念式典へ市職員が参列(平成22年度まで) |
| 平成21年 | 平和市長会議(現、平和首長会議)に加盟 北朝鮮に核実験抗議文を送付 |
| 平成22年 | 非核平和都市宣言25周年記念事業として「平和へのかけはし」を開催 アメリカに臨界前核実験抗議文を送付 浦安被爆者つくしの会が市民功労賞を受賞 |
| 平成23年 | アメリカの新型核性能実験に対し、抗議文を送付 |
| 平成24年 | アメリカに臨界前核実験抗議文を送付 北朝鮮に核実験抗議文を送付 |

■浦安市原子爆弾被爆者団体育成補助金交付要綱

平成6年2月14日

告示第17号

改正 平成8年12月18日告示第155号

平成13年3月1日告示第10号

(趣旨)

第1条 市長は、被爆者団体を育成することにより、その活動を通じて、市民に核兵器の廃絶及び恒久平和の理念を浸透させるとともに、被爆者の福祉の増進を図るため、被爆者団体の運営及び事業に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則(昭和53年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(平8告示155・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)被爆者団体 本市に居住し、かつ、被爆者である者によって組織された団体で、非核平和事業に係る諸活動を行うことを目的としたものをいう。

(2)被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第1条に規定する被爆者をいう。

(平8告示155・一部改正)

(補助対象)

第3条 市長は、被爆者団体の運営及び事業に要する経費に対して、補助を行う。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、100,000円以内で市長が適当と認めた額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長が定める期日までに、浦安市被爆者団体育成補助金交付申請書(別記第1号様式)に当該年度の事業計画書及び予算書を添えて、行うものとする。

(平8告示155・一部改正)

(交付の決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、浦安市被爆者団体育成補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(平8告示155・全改)

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、浦安市被爆者団体育成補助金実績報告書(別記第3号様式)により行うものとする。

(平8告示155・全改)

(補助金の額の確定の通知)

第8条 規則第14条の規定による通知は、浦安市被爆者団体育成補助金額確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(平8告示155・全改)

(請求)

第9条 規則第15条の規定による請求は、浦安市被爆者団体育成補助金交付請求書(別記第5号様式)により行うものとする。

(平8告示155・全改)

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第10条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市被爆者団体育成補助金概算払交付請求書(別記第6号様式)により行うものとする。

2規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた被爆者団体は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市被爆者団体育成補助金概算払精算書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(平8告示155・全改)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成5年9月1日から適用する。

附 則(平成8年12月18日告示第155号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成13年3月1日告示第10号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

ひ かく へい わ と し せん げん 非核平和都市宣言

しん こうきゅうへい わ じん るい きょう つう ねが
真の恒久平和は人類共通の願いである。

しかしながら、核軍備の拡張は依然として続けられ、

せ かい へい わ しん こく きょう い ぜん じん るい
世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の精神からも、

またたびのひろしま ながさき さん か ぜったい く かえ
再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

わたし うら やす し じん にっ ぽん こく けん ぽう かか こう きゅう へい わ しゅ ぎ り ねん
私たち浦安市民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念のもとで

みどり かい びん と し
“緑あふれる海浜都市”づくりを進めており、

じつ げん も また へい わ なくしてはあり得ない。

わたし うら やす し じん ひ ぼく しゅう ねん ねん じ め
私たち浦安市民は、被爆40周年の節目にあたるこの機会に、

ひ かく さん げん ぞく かん ぜん じつ し
非核三原則が完全に実施されることを願いつつ、

かく へい き ほ ぜつ こく およ しゅう らい かく へい き しゅ ぎ
すべての核兵器保有国及び将来核兵器を所有しようとする国に対し

かく へい き かん ぜん さん し はい ぜつ き きゅう せ かい こう きゅう へい わ かく りつ
核兵器の完全禁止と廃絶を希求し、世界の恒久平和確立のため、

ひ かく へい わ と し せん げん
ここに「非核平和都市」となることを宣言する。

昭和60年3月29日

千葉県浦安市

DECLARATION OF A CITY COMMITTED TO PEACE AND OPPOSED TO NUCLEAR ARMAMENTS

All people share the desire for lasting peace. However, because of the continuing expansion of nuclear armaments, man must live in fear of this grave threat to world peace.

Our country, having been the only nation in the world to experience a nuclear attack and now basing its belief on the spirit of peace laid down in the postwar Constitution, declares that the tragedies of Hiroshima and Nagasaki must not be repeated.

We, the citizens of Urayasu City, realize that our goal of building a “city overflowing with greenery, satisfied people, and community spirit” cannot be realized outside the framework of lasting peace established in the Japanese National Constitution.

Therefore, on this 40th anniversary of the world’s first nuclear attack, we affirm our commitment to the continuing enforcement of Japan’s three nonnuclear principles. We are also committed to the ultimate abolition of all nuclear weapons in all countries and a cessation of the nuclear arms race so that lasting peace might be established among the nations of the world.

To this end we declare our city committed to peace and opposed to nuclear armaments.

March 29, 1985

City of Urayasu, Chiba Prefecture